

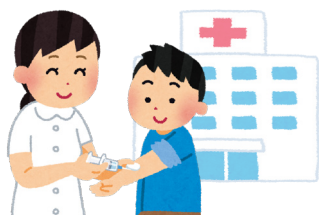
第3子以降の保育料無料化・こども医療費助成 対象を拡大します

問合せ こども未来課 33-8721

こども医療費助成

小学6年生までが
対象になります

子どもが病気やけがなどで医療機関を利用したときの医療費に対する助成の対象は、これまで小学3年生まででしたが、4月1日からは小学6年生までになります。



対象年齢が次のようになります

0～9歳（小学3年生）



平成27年4月
診療分から

0～12歳（小学6年生）

※出生や転入した子ども、4月から新5年生・6年生になる児童は受給資格の申請が必要です。早めに手続きをしてください。

※助成対象となる費用は、保険適用部分になります。次の場合は対象となりません。

- ①健康保険の対象とならない費用
- ②入院時の食事療養費
- ③健康保険で高額療養費に該当する分

※学校行事や部活動での事故やけがで「日本スポーツ振興センター災害共済給付」の支給を受ける場合も対象となりません。災害給付金の手続きは各学校にお問い合わせください。

保育料無料化

第3子以降の保育料が
3歳以上児でも無料になります

これまで18歳以下の子どもが3人以上いる世帯で、第3子以降が3歳未満の場合、公私立保育園の保育料は無料でしたが、4月1日からは3歳以上の子どもも無料になります。

また、認定こども園や小規模保育事業所などで保育を受ける子どもも第3子以降は無料です。

【例】小学生2人と保育園児1人の子どもがいる世帯の保育園園児の保育料

園児が3歳以上児の場合

これまで

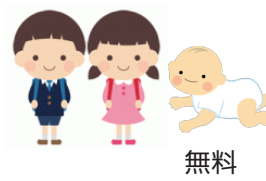


4月1日から



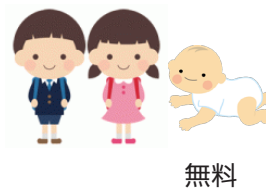
園児が3歳未満児の場合

これまで



4月1日から

※これまでと変わりません



※平成27年度から保育料の算定基礎が所得税から市民税へ変更になります。
※保育料の切り替えが毎年9月に行われます。
※保育料表など詳しい内容は市のホームページをご覧ください。